

### 令和3年度 大阪市奨学費奨学生(返還義務なし)募集要項

資格	<p>令和3年7月1日現在下記の①～③全ての要件を満たす方</p> <p>① 大阪市の区域内に住民票がある高校生</p> <p>② <u>市民税非課税世帯に属する生徒</u> 又は、児童養護施設入所者及び里親に委託されている方 ただし、<u>生活保護法で、高等学校等就学費の給付を受けている方は対象外</u>です。</p> <p>④ 学業が優良で、生活の全般を通じて行いの善良な生徒 <u>令和元年度末より進級できなかった生徒(原級留置)は、申請できません。</u></p>
支給額等	<p>(1) 大阪市奨学費支給上限額と支給決定 本奨学費の要件を満たすご家庭は、大阪府「奨学のための給付金」の要件も満たしている場合が多いです。<b>(児童福祉施設入所者・里親委託者は除く)</b> 保護者が大阪府「奨学のための給付金」の支給要件を満たす場合は、大阪府への申請の有無にかかわらず、府の給付金額を控除した金額が市奨学費の<u>支給上限額</u>になります。このため、<u>大阪府「奨学のための給付金」の対象となる方は、必ず大阪府へ申請してください。</u></p> <p>(2) 支給対象品目 <b>※裏面②参照</b> 入学または学校教育に要した費用(授業料を除く。)について支給します。 <b>授業料・修学旅行積立金を除き</b>、学習に必要な物品等を購入した領収書等を提出し、教育委員会が認定した金額を支給額の範囲内で支給します。 ※ 領収書等の購入(支払)年月日は、令和3年2月1日から令和4年1月31日までのものに限ります。 ※ 学習資金の請求時には、<u>領収書等の証拠書類の提出が必要</u>となりますので、領収書等を保管しておいてください。<u>領収書は支給が決定された時点で必要になります。</u></p>
出願方法	<p>① 6月8日(火)までに下の学内申請書を担任に提出する</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>② 担任より「奨学費受給申請書」を受け取る。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>③ 7月1日(木)までに添付書類を付けて「奨学費受給申請書」を担当に提出する。 ◇同意に基づく税情報取得により、「<u>市民税・府民税証明書</u>」添付が省略できます。 ◇同意はあくまでも任意であり、<u>同意する・しないが選定に影響を与えるものではありません。</u></p>
注意	<p>① 奨学金は申請したら必ず給付されるとは限りませんことを、御了承頂きますようお願いいたします。</p> <p>② なお「大阪市奨学費奨学生」は毎年度ごとの申請となっております。</p>

.....切り取り線.....

大阪市奨学費奨学生学内申請書

6月8日(火)締め切り

担当 米安までお願いします

( )年( )組( )番 名前( )

①

## 支給額等

### (1) 大阪市奨学費支給上限額と支給決定

第1学年（入学年度に限る。）は年額107,000円以内、それ以外の生徒は年額72,000円以内ですが、保護者が大阪府「奨学のための給付金」の支給要件を満たす場合は、大阪府への申請の有無にかかわらず、府の給付金額を控除した金額が市奨学費の支給上限額になります。大阪府「奨学のための給付金」の対象となる方は、必ず大阪府へ申請してください。

府の給付金額が市奨学費を上回る場合は、大阪市奨学費は支給されません。

大阪府「奨学のための給付金」以外の「給付型奨学金」を受給する方は、併給調整（支給停止・減額）を行います。

大阪府「奨学のための給付金」（年額） 府民税・市民税所得割額非課税世帯の場合 令和2年度予定額			府給付金控除後の 大阪市奨学費の支給上限額			〈例〉国公立 全日制・定時制 第1学年 第1子 107,000-84,000 =23,000円 第2子以降 107,000-129,700 =-▲22,700円 →0円
			第1学年 (入学年度のみ)	左記以外の 学年		
国公立	全日制 定時制	第1子	84,000円	23,000円	0円	
		*第2子以降	129,700円	0円	0円	
	通信制	36,500円	70,500円	35,500円		
私立	全日制 定時制	第1子	103,500円	3,500円	0円	
		*第2子以降	138,000円	0円	0円	
	通信制	38,100円	68,900円	33,900円		

\*第2子以降とは、生徒と同じ世帯に扶養されている兄弟姉妹が a・b のいずれかに該当する場合です。

a 兄又は姉が高等学校等に在学する場合

b 兄弟姉妹が、15歳以上23歳未満で中学校や高等学校等（全日制・定時制）に在学していない場合（働いていないこと）当該兄弟姉妹は親権者に扶養されていることが必要です。

養子縁組していない再婚相手や祖父母等、親権者以外に扶養されている場合は、第2子以降には該当しません。

奨学のための給付金の生活保護（生業扶助）受給世帯への支給額は、国公立32,300円、私立52,600円です。

### (2) 支給対象品目（P3の「大阪市奨学費対象品目一覧表」をご覧ください。）

入学又は学校教育に要した費用（授業料を除く。）について支給します。

※ 領収書等、費用を証明する書類が必要です。

※ 技能連携制度により、高等学校と専修学校の両方に在籍している場合は、専修学校にかかる費用は対象外となります。

## 大阪市奨学費対象品目一覧表

### 1 第1学年（令和2年度に入学した者）の生徒のみ

※領収書等は申請年度の入学に要したものに限り、ます。

項目	具体的品目
入学検定料	高等学校又は高等専門学校への入学検定料 ※複数校の検定料も可（公立私立の併願等）
入学料	入学した高等学校又は高等専門学校の入学金 ※入学した学校のみ

### 2 全奨学生

※領収書等の購入（支払）年月日は、申請年度の入学又は進級の年の2月1日から翌年1月31日までのものに限り、ます。

項目	具体的品目
教科書費	授業で使用する教科書、副読本、ワークブック、辞典（電子辞書）等
学用品費	授業で使用する文房具類、上履き等（めがね、コンタクトレンズは対象外）
実習材料費	授業で使用する体育用品（体操服、運動靴等）、楽器、製図・技術用具、裁縫用具、調理用の材料などの実習費等（部活動にかかる費用は除く）
教科外活動費	遠足・社会見学などの行事費、宿泊を伴う行事費（ただし、修学旅行は除く）等 ※部活動にかかる費用は対象外
通学費	通学のための交通費（令和2年4月1日からの分） ※定期券の写し ※PiTaPaについては、交通機関を利用した日付や区間がわかる利用明細が必要で、す 通学用自転車購入費・駐輪場代等（学校から許可を受けている場合のみ）
通学用品費	学生服、ブレザー、ネクタイ、シャツ、ブラウス、通学用かばん、通学用靴（学校指定又は学校が認めている物に限る） 水筒（弁当箱は対象外）、傘、レインコート、防寒具等 ※私服、靴下、肌着は対象外
学校納付金 (学校徴収金)	学年費、学級費、生徒会費、PTA会費、同窓会費、日本スポーツ振興センター共済掛金等 空調使用料、学校で使用するロッカー代、施設整備費（授業料相当でないもの） ※学校納付金が引き落としの場合は、引き落とし金額がわかる部分の通帳のコピーと 学校からのお知らせ等が必要で、す

「留意事項」

- ・大阪府奨学費を請求する際は、購入内容を証明するレシート・領収書等が必要で、す。
- ・レシート・領収書等は、品名・購入年月日・金額・購入先・宛名の記載及び領収書の領収印の漏れが  
無いかを必ず確認してください。
- ・領収書の内容が不明な場合は、大阪市教育委員会が購入店に問い合わせることがあります。
- ・虚偽の申請であることが判明した場合、全額支給の決定を取り消すことがあります。